

大口町告示第 8 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、令和 5 年 3 月 10 日から本町建設部建設課に備え縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 10 日

大口町長 鈴木 雅 博

1 供用及び処理開始年月日

令和 5 年 4 月 1 日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町竹田一丁目、竹田二丁目、竹田三丁目及び下小口三丁目の各一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸 3 号幹線	大口右岸 3 - 1 号幹線
起点	大口町竹田一丁目地内	大口町竹田二丁目地内
終点	大口町竹田三丁目地内	大口町下小口七丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道 3 号幹線に接続	

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり

